

介護労働者の確保・定着等に関する研究会

【 中間取りまとめ 】

平成 2 0 年 7 月

厚生労働省職業安定局

目 次

はじめに	1
第1 介護労働者の現状と課題	
1. 介護労働の特徴	
(1) 介護サービスの特徴	3
(2) 介護労働者の特徴と就業意識	4
2. 介護労働の現状と課題	
(1) 介護労働者数の動向	5
(2) 人手不足感の動向	8
(3) 常用労働者の賃金等の動向	10
(4) 入職理由	13
(5) 離職率等の動向	14
(6) 地域別分析	18
(7) 雇用管理等の動向	20
第2 今後の介護労働対策の方向性	
1. 介護労働者が意欲と誇りを持って働くことができる社会の実現	
(1) 基本的な考え方	22
(2) 介護報酬の考え方	22
2. 介護労働者の定着・育成に向けた雇用管理改善 ～雇用管理改善を通じて、魅力ある仕事として評価、選択されるための対策～	
(1) 雇用管理の必要性・重要性	23
(2) 介護労働者の処遇改善とキャリア管理の促進	24
(3) 介護労働者が安心・安全・働きやすい労働環境の整備	26
3. 介護労働者の確保及びマッチング等 ～必要なサービスを提供できる介護労働者を安定的に確保するための対策～	
(1) 教育機関・養成施設等との連携による人材確保	27
(2) 潜在的有資格者の掘り起こし	28
(3) 多様な人材の参入・参画	28
(4) ハローワークを通じた福祉人材確保機能の強化	29
(5) 社会的評価の向上について	29

参考資料

付属資料

はじめに

我が国は 2005 年から人口減少に転じ、今後も少子化・高齢化という人口構成の変化を伴った人口減少が進展する見通しとなっており、この影響により、労働力人口も中長期的に減少傾向で推移することが見込まれる。¹（参考資料 図 1）一方、高齢者人口の増加に伴い、国民の介護サービスへのニーズが増大していくと予想されている。

さらに、2000 年より開始された介護保険制度により、従来の「措置制度」から利用者が介護事業者と契約することでサービスを選択することができる「契約制度」へと移行し、介護サービスの需要が一層拡大するとともに、介護事業者は利用者に対してより質の高いサービスを提供することが求められることとなった。

このような状況を踏まえて、社会保障国民会議の中間報告において報告されているように、介護サービスの質の向上が重要であるが、現状では介護職員の確保が困難であり、介護サービスが国民のニーズに十分応えるよう機能するためには介護サービスの担い手の確保・定着・育成が不可欠である。²また、第 169 回通常国会で成立した、「介護従事者等の人材確保のための介護従事者等の処遇改善に関する法律」においても、「介護従事者の賃金水準等を勘案し、介護従事者の賃金等の処遇改善のための施策の在り方について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする」とされているところである。

さらに、介護サービスは、介護労働者が利用者に対して直接サービスを提供する労働集約的な産業であるとともに、介護サービスの特性から地域密着型の産業である。介護分野に従事する者は、介護という仕事に対するやりがいや希望を抱きながら職業生活をスタートする者が多くみられるが、その離職状況をみると、全産業の平均離職率³より介護全体の離職率は高くなっており、特に施設系では介護職員の定着が進まない状況となっている。⁴

¹ 資料出所：厚生労働省 雇用政策研究会「すべての人々が能力を發揮し、安心して働き、安定した生活ができる社会の実現～本格的な人口減少への対応～」(2007 年 12 月)「2006 年の労働力率と同水準で推移した場合は 2006 年の労働力人口と比較して、2030 年で約 1,070 万人減少することが見込まれるが、各般の雇用対策を講ずることによって、約 480 万人の減少にとどまることが見込まれる。」

² 資料出所：厚生労働省 「職業安定業務統計」介護関連職種の有効求人倍率(常用(含むパート))では地域差があるものの平成 19 年度において全国で 2.10 倍と人材確保が困難な状況となっている。

³ 資料出所：厚生労働省「雇用動向調査」事業所規模 5 人以上の常用労働者を雇用する事業所に雇用される常用労働者について集計したもの。

⁴ 本中間報告では、介護保険サービスにおける施設については「施設系」ないし、「施設介護」と表記し、在宅については、訪問介護を中心に分析を行っていることから、「訪問系」ないし、「訪問介護」と表記することとする。また、「介護職員」とは、訪問介護以外の介護保険の指定介護事業所で働き、直接介護を行う人をいう。「訪問介護員」とは介護保

このように介護分野は、少子化・高齢化の進展の中で、今後も一層のニーズの増大が見込まれる一方で、現状においては人材確保が困難な状況がみられるなど、介護サービスの基盤が揺らいでいると指摘されている。こうした状況を克服し、高齢者をはじめ国民が安心して暮らすことができる社会の実現のために、労働環境や処遇の在り方を含めた総合的な人材確保対策が最重要課題となっている。

このため、我が国の国民生活の基盤を支える介護という職業を、国民各層から尊重され、介護分野に従事する一人一人が、意欲・誇り、さらに、やりがいや希望を持って働くことができる魅力的な職業にしていくことが急務となっている。そのためには、基本的な雇用管理や処遇等を改善し、安定的な人材確保に努めていくこと、さらに、国民に対し、介護サービスが今後の少子化・高齢化を支える働きがいのある仕事であることについて理解を求めていくことが重要である。

こうした考え方のもと、当研究会においては介護保険事業に従事する介護労働者の確保・定着を中心に、我が国が重点的・効果的に取り組むべき政策の方向性について、各介護関係事業主団体・事業所等にヒアリングを行い、これらの結果を踏まえ、中間報告として取りまとめた。

今後、本中間報告を踏まえ、介護労働者の確保・定着に向けた的確な政策が展開され、その取組を通じ「介護労働者が意欲と誇りを持って働くことができる社会」が実現されることを期待したい。

なお、本中間報告にて取り扱うデータについては、脚注に記載がないものは（財）介護労働安定センター「介護労働実態調査（平成19年度）」より引用。

険法の指定を受けた訪問介護事業所で働き、高齢者等の家庭を訪問して家事などの生活援助、入浴などの身体介護を行う人をいう。

第1 介護労働者の現状と課題

1. 介護労働の特徴

(1) 介護サービスの特徴

介護保険制度が導入される以前は、介護サービスは老人福祉と老人保健の2つの異なる制度の下で提供されていた。そのうち、訪問系サービスは市町村(ホームヘルプサービス、外部委託可)と医療法人(訪問看護)、施設系サービスは、地方公共団体、社会福祉法人及び医療法人によって提供され、純粋な民間の事業としては家政婦による家事サービスが行われていた。

介護保険制度導入後は、株式会社やNPO法人などにおいても訪問系サービス等について参入の道が開かれ、介護サービス利用者数及び介護事業所数が全体として増加傾向にあるが、特に小規模な事業所や、事業開設後の経過年数も間もない事業所等においては、雇用管理が不十分な事業所も少なくない。

介護サービスの基本的な性格は究極的には人間同士のふれあいによってはじめて十分な満足感を得られるものだという点である。介護サービスは人が人に対して直接提供するサービスであり、サービスを受ける高齢者等は、住み慣れた地域においてサービスの提供を受けることを望む場合が多い。また、訪問系では効率性、生産性の観点から利用者宅までの移動距離を短くする必要もあること、施設系では利用者と家族とのつながりの観点等から、需要のあるところでサービスを提供する地域密着型の産業としての性格を持っている。

また、ヒアリングによれば、訪問介護に従事する者と施設介護に従事する者はたとえ同一の法人に属している場合においても、その間の人材の異動が少なく、訪問介護に携わっている者は訪問系だけ、施設介護に携わっている者は施設系だけに従事するケースが多いという特徴がある。

介護保険制度導入の理由の一つとして、「高齢者の多くは、できる限り住み慣れた家庭や地域で老後生活を送ることを願っており、こうした希望に応じて在宅介護を重視することが求められる。このため、一人暮らしや高齢者のみの世帯でもできる限り在宅生活が可能となるよう、24時間対応を視野に入れた在宅支援体制の確立を目指す⁵」ということが挙げられていたが、夜間介護は仕事として難しい面が多いことや、介護サービスにおける人材の異動が少ないことがあり、結果として介護労働者が異なる介護サービスに従事することを阻害しているのではないかという指摘もあった。

⁵ 資料出所：平成7年7月26日の老人保健福祉審議会中間報告（新たな高齢者介護システムの確立について）

(2) 介護労働者の特徴と就業意識

介護労働者の構成の特徴としては、様々な就業形態（正社員、非正社員（パート、契約社員、登録ヘルパー、派遣社員等））の労働者がみられ、その大きな特徴として、非正社員の占める割合が増加傾向にあり、介護労働者全体では約5割、訪問介護員については約8割を占めること等が挙げられる。（図表1）

また、女性労働者の割合が多いことから、女性が働き続けやすい職場作りへの支援を求める指摘があった。

さらに介護サービス別の従業員の就業形態をみると、施設系（入所型）では通常、常勤者によって対応される夜勤業務が不可欠であるため、正社員は64.2%となっているが、訪問系では正社員は26.9%と正社員割合が低く、主婦層を中心とする登録ヘルパー等の非正社員・短時間労働者の割合が多くなっている。

（参考資料 表1）このため、介護労働者の確保・定着を考えると、主婦パート層を中心とした訪問介護と正社員層を中心とした施設介護ではその属性が大きく異なり、平均値だけで判断することは難しいことに留意する必要がある。また、短時間労働者が多い訪問介護の特徴や夜勤の存在等、介護サービスの地域特性等により、通勤距離に制約があり、介護労働者の需給は比較的狭い労働市場において調整されている場合が多い。

一方、介護労働者の就業意識の特徴をみてみると、現在の仕事を選んだ理由として「働きがいのある仕事だから」と55.9%が回答しており、現在の仕事の満足度においても「仕事の内容・やりがい」に満足している介護労働者の割合は55.0%と高い水準にある。しかし、労働条件等の悩み、不安、不満等では「仕事内容のわりに賃金が低い」が49.4%、「業務に対する社会的評価が低い」が38.4%と高くなっており、入職時及び現在の仕事内容に関しては「働きがい・やりがい」に満足しているものの、「賃金や社会的評価」に対する不満が高まっている状況である。（参考資料 表2～4）

(図表 1)

職種別従業員数(就業形態別、勤務形態別)

	当該 事業所 数	職種別従業員数合計				就業形態別従業員数 (%)									
		人数	(男)	(女)	(不明)	正社員			非正社員			非正社員の勤務形態別			
						計	(男)	(女)	計	(男)	(女)	不(性 明)別	労働 者	労働 時間	勤務 形態
合計	4,468	110,939	15.2	82.8	2.0	46.7	24.5	75.5	52.3	6.7	89.4	3.9	22.7	67.1	10.2
訪問介護員	1,911	36,801	5.7	90.8	3.5	17.9	18.5	81.5	81.4	2.8	92.9	4.3	9.6	80.3	10.1
介護職員	2,580	46,857	21.0	77.7	1.3	56.5	28.0	72.0	42.8	11.7	85.4	3.0	41.1	49.2	9.7
看護職員	2,552	12,580	4.2	94.8	0.9	59.8	5.3	94.7	38.9	1.9	95.7	2.4	21.1	68.3	10.6
生活相談員	2,021	4,576	41.6	57.2	1.2	83.8	46.3	53.7	14.4	15.4	76.1	8.5	48.7	36.5	14.8
理学療法士及び作業療法士	691	1,978	46.9	51.7	1.4	57.0	46.2	53.8	40.4	48.2	48.3	3.5	10.9	76.5	12.6
介護支援専門員	2,889	8,147	19.2	79.0	1.8	77.3	21.9	78.1	19.8	7.7	83.1	9.1	37.8	47.6	14.6

資料出所：(財)介護労働安定センター「介護労働実態調査(平成19年度)」

※「不明」人数について

合計欄の不明人数：調査票で非正社員の勤務形態別欄にのみ記入された人数。(非正社員の性別不明と同じ)

就業形態別従業員数欄の非正社員の性別不明人数：調査票で非正社員の勤務形態別欄にだけに記入された人数。

非正社員の勤務形態別欄の不明人数：調査票で就業形態別の非正社員欄にのみ記入された人数。

2. 介護労働の現状と課題

(1) 介護労働者数の動向

介護労働者数は平成12年の約55万人から平成18年で約117万人と約2倍に増加している。介護サービス別にみると、居宅サービス事業所に従事する介護労働者は平成12年で約31万人、平成18年で約85万人と約3倍になっている一方、介護保険施設に従事する介護労働者は平成12年で約24万人、平成18年で約32万人と毎年約1万人ずつの増加であり、居宅サービス事業所に従事する介護労働者が介護保険施設に従事する介護労働者に比べ、大きく増加している。(図表2)(参考資料 表5)

また、将来必要となる介護保険サービスに従事する介護職員の数については、平成16年の約100万人から、平成26年には約140~160万人に増加すると見込まれている。⁶

地域別にみると、平成18年の都道府県別の介護労働者数では東京都(95.4千人)、大阪府(88.5千人)、神奈川県(79.2千人)が多く、山梨県(7.7千人)福井県(7.5千人)、鳥取県(6.7千人)が少なくなっている。各都道府県

⁶ 資料出所：厚生労働省「社会福祉事業に従事する者の確保を図るための措置に関する基本的な指針」の見直しについて(2007年8月)

においても、介護労働者数は総じて増加しているものの、平成16年から平成18年にかけての増加率をみると、介護労働者数の上位3都府県の増加率は20.5%、下位3県は15.7%と約5ポイントの差がみられる。(参考資料 表6)

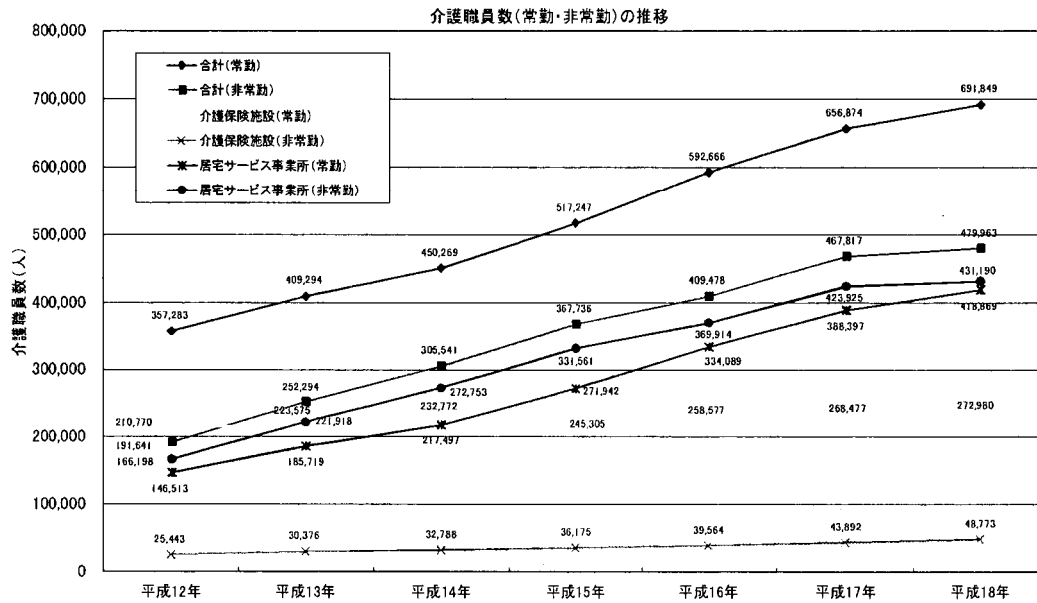
一方、介護福祉士の国家資格を取得している者、約47万人のうち、実際に福祉・介護サービスに従事している者は約27万人に留まっており、いわゆる「潜在的有資格者」が多数存在している。⁷ 今後、介護福祉士だけでなく、ホームヘルパー2級等を含めて、「潜在的有資格者」の動向や就業意識等の検証を実施し、有資格者が再び介護の現場で働くことができるよう、対策を講ずる必要がある。

また、若年人口の減少、介護労働者の厳しい労働条件、人手不足等のマイナスイメージの報道等を背景として、介護福祉士等の養成施設においては定員割れが相次いでいる。私立大学の平成19年の定員充足率は健康福祉学部では98.8%、社会福祉学部では98.6%と100%を切っているものの、概ね定員を確保できている状態であるが、私立短期大学では、平成19年の定員充足率は69.7%で平成16年から平成19年にかけて約26%低下しており、さらに、ヒアリングにおいては、専門学校が、定員数を大きく下回っており、最も深刻な状況となっているとの指摘があった。(図表3-1) さらに、介護福祉士養成校から介護関連分野への就職率の動向をみると、平成16年では88.3%だが、平成19年には86.4%となっており、介護関連分野への就職率は減少傾向となっている。(図表3-2)

また、ヒアリングにおいて、本人が介護分野を志しても、高校の先生や親が反対するとの指摘があったが、ハローワークにおけるにおいて実施した、普通高校の進路指導教諭に対するヒアリングにおいては、「介護分野を希望する生徒には積極的にサポートする」が63.4%である一方、「適性をみて勧めることもあるが、介護分野の現状を十分説明する」が64.1%、「介護分野を希望しない生徒、迷っている生徒にあえて勧めることはしない」が33.1%となっている。なお、委員からは、介護福祉士等の養成施設を卒業する段階ではなく、高校から進路を選択する段階での介護分野への誘導が重要との指摘があった。(参考資料 介護労働者に係るヒアリング(進路指導教諭に対するヒアリング結果))

⁷ 資料出所：厚生労働省「社会福祉事業に従事する者の確保を図るための措置に関する基本的な指針」の見直しについて(2007年8月)

(図表 2)



資料出所：厚生労働省「介護サービス施設・事業所調査」

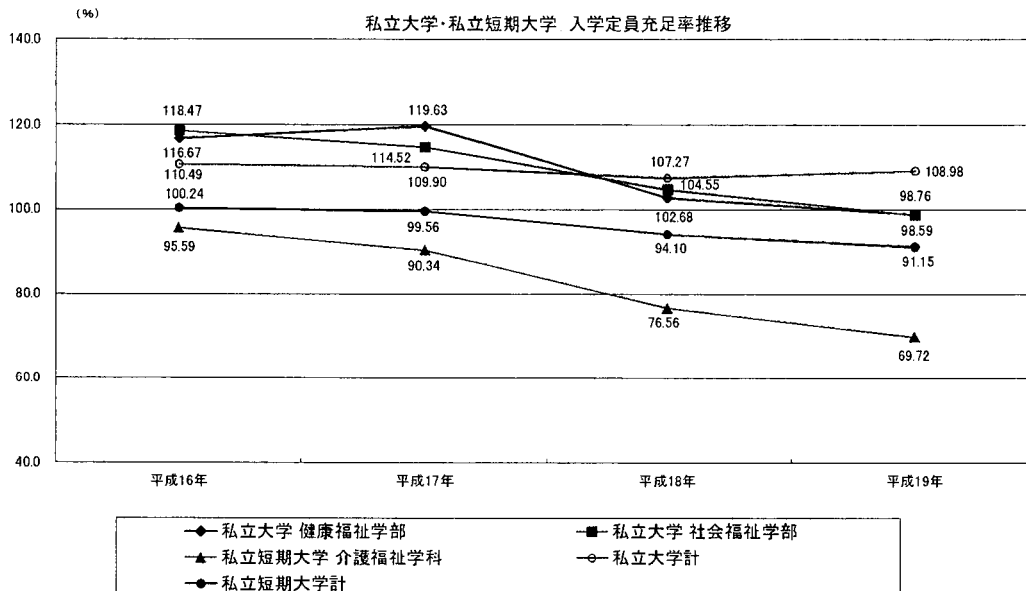
※介護職員数は実員数

※「常勤」とは施設・事業所が定めた勤務時間のすべてを勤務している者、「非常勤」とは常勤者以外の従事者(他の施設、事業所にも勤務するなど収入及び時間的拘束の伴う仕事を行っている者、短時間労働者のパートタイマー等。)

※介護保険施設は「介護老人福祉施設」、「介護老人保健施設」、「介護療養型医療施設」に勤務する介護職員数を集計したもの。

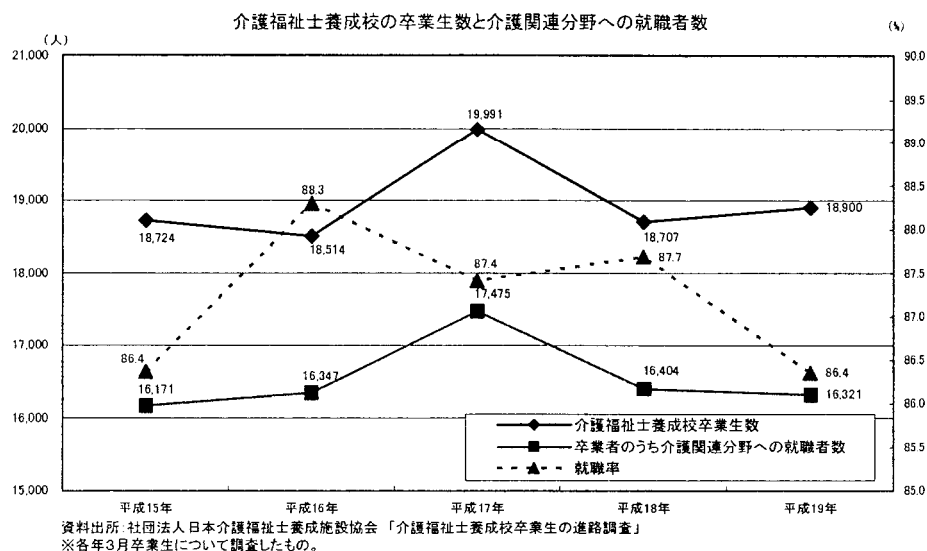
※居宅サービス事業所は、「訪問介護」、「訪問入浴介護」、「通所介護」、「通所リハビリテーション」、「短期入所生活介護」、「認知症対応型共同生活介護」、「特定施設入所者生活介護」に勤務する介護職員数を集計したもの。

(図表 3 - 1)



資料出所：日本私立学校振興・共済事業団 私立経営相談センター「私立大学・短期大学等入学志願動向」

(図表 3 - 2)



(2) 人手不足感の動向

介護職種別の労働者の過不足状況を見ると、「不足している」とする事業所が「訪問介護員」は 75.2%、「介護職員」は 55.7%となっており、訪問介護員で約 20 ポイント高くなっている。(参考資料 表7) さらに「人手不足の実態に関する調査研究」⁸⁾においても、「社会保険・社会福祉・介護事業」では、人材が不足しているとするところが 79.0%と不足感が強く、また、3年前と現在を比較した人手不足感においては、中小企業とともに医療・福祉で「不足感が強くなった」とする企業の割合が大きくなっている。

(参考資料 図2～図4)

また、有効求人倍率で見ると、介護関連職種常用(含むパート)の全国平均は平成16年度で1.14倍、平成19年度で2.10倍と3年間で0.96ポイント上昇、また、常用的パートタイムでは平成16年度で2.62倍、平成19年度で3.48倍と3年間で0.86ポイント上昇と人手不足感が高まっており、特に非正社員等の人手不足感は深刻な状況となっている。(図表4)

さらに、平成19年度の都道府県別有効求人倍率を見ると、平成15年から全体の雇用情勢が改善している中で、介護関連職種(常用(含むパート))では、最も高い東京都及び愛知県が3.52倍である一方、最も低い沖縄県が

⁸⁾ 資料出所：株式会社日本総合研究所「人手不足の実態に関する調査研究」2008年3月

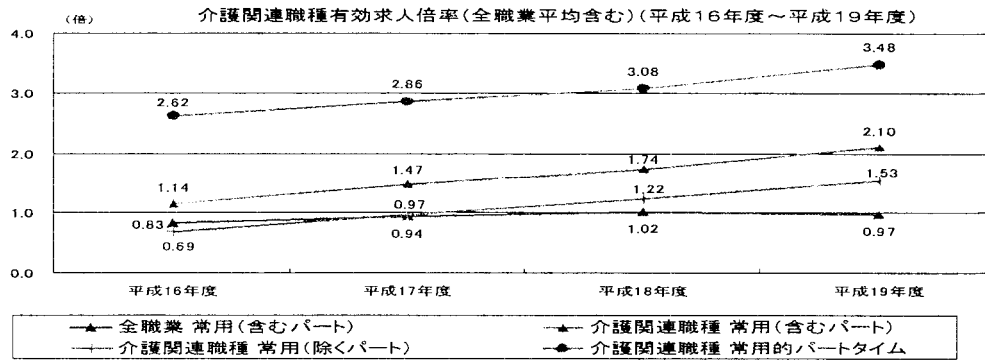
0.78 倍であり、地域差が大きい状況である。(参考資料 表 8)

(ヒアリング等における指摘事項)

- ・ 訪問介護員の短時間労働者における 1 ヶ月間の実労働時間をみると、80 時間未満の割合が 73.1%となっており⁹(参考資料 表 9)、その背景には、税・社会保障の制度上の問題等により、労働時間の調整を行っている者もいると考えられるが、これらの者の労働時間を増加させることで労働力の確保に繋がるのではないかと指摘もあった。一方、そもそも働き方については、短時間の就労しか希望しない者がいることに留意する必要があること、また、働きたいと希望する者が働けなくなっている阻害要因を取り除く必要があるとの指摘があった。
- ・ 各団体から、現状において介護労働者が「不足している」という指摘とともに、特に大都市圏においては「募集しても応募者がいない(新聞折込広告をしても 4 週間一件も応募がなかった)」、「募集コストが高い(一人当たり 50 万円かかった)」等の指摘があった。
- ・ 特に大都市圏では、常勤労働者が離職した場合、即座に人員を確保できない状況にあり、派遣社員を利用せざるを得ないという指摘があった。それを踏まえて、派遣労働者の受入れについてみると、「派遣を受け入れている」が 9.3%、「派遣を受け入れていない」が 88.5%と圧倒的に「派遣を受け入れていない」が多い状況であるものの、介護サービス別でみると、訪問系が 3.5%であるのに対し、施設系(入所型)は 21.8%と高くなっている。さらに事業所規模別でみると、4 人以下の 0.4%から 100 人以上の 23.0%まで段階的に増加している。(参考資料 表 10)

⁹ 資料出所：(財)介護労働安定センター「介護労働実態調査(平成 18 年度)」

(図表 4)



(3) 常用労働者の賃金等の動向

賃金水準は業務内容や勤続年数等を勘案し、事業主と従事者の間の契約で決められるものであるため、その高低について一概に比較・解釈することは困難であるが、賃金構造基本統計調査¹⁰により、常用労働者の平均賃金をみると、福祉施設介護員(男性)の所定内給与額は213.6千円であり、男性労働者平均(全産業)336.7千円と比べ、約12万円の差がみられる。また、福祉施設介護員(女性)の所定内給与額は193.7千円であり、女性労働者平均(全産業)225.2千円と比べ、約3万円の差がみられる。(参考資料 表11)さらに、訪問介護員についても同様の傾向がみられ、勤続年数の相違はあるが、常勤の介護労働者は男性・女性ともに低い水準にあると言える。

ヒアリングにおいても、現在生じている問題として、介護サービスにやりがいを感じているものの、将来、家族を養っていくことができないという理由から、結婚を機に退職する男性労働者が増加しているとの指摘があったが、一方、男女にかかわらず、仕事や能力、経験に応じた賃金制度が必要との指摘が委員からあった。また、年収ベースで男性労働者の賃金カーブをみると、賃金上昇率が他の産業と比べ低くなっている。(図表5-1、5-2)¹¹

¹⁰ 資料出所:厚生労働省「賃金構造基本統計調査」(平成19年)

注1:事業所規模10人以上の常用労働者を雇用する事業所に雇用される常用一般労働者について集計したもの。

注2:一般労働者とは短時間労働者以外の者をいう。

注3:常用労働者とは①期間を定めずに雇われている者、②1か月を超える期間を定めて雇われている者、③日々又は1か月以内の期間を定めて雇われている労働者のうち、前月、前々月にそれぞれ18日以上雇われた者のいずれかに該当する労働者をいう。

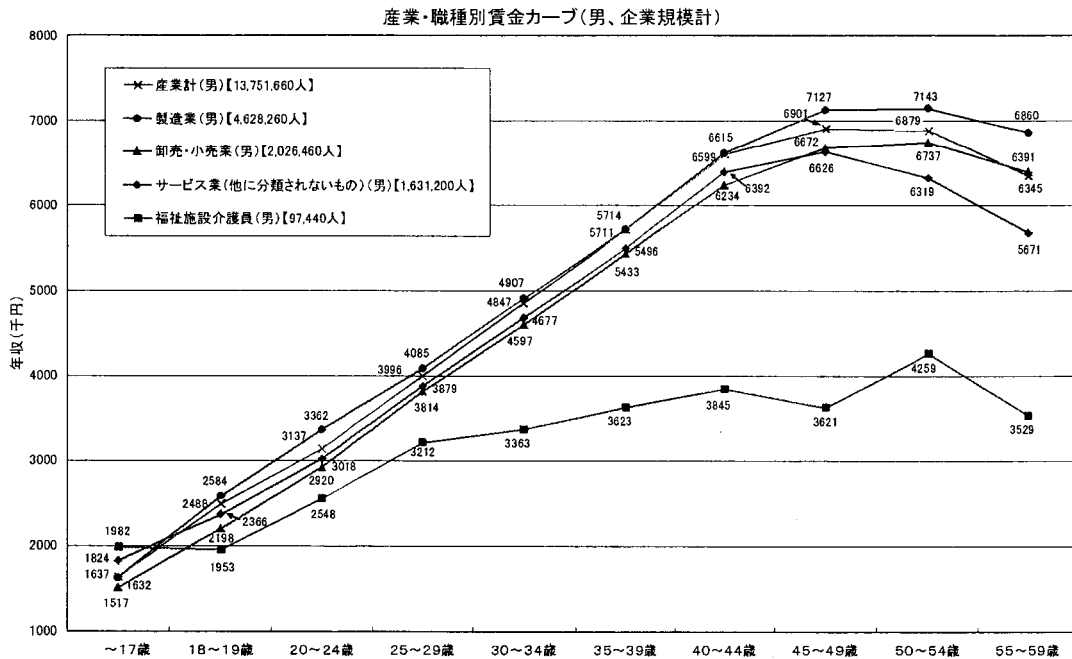
¹¹ 資料出所:厚生労働省「賃金構造基本統計調査」(平成19年)

注1:事業所規模10人以上の常用労働者を雇用する事業所に雇用される常用一般労働者について年収を推計したもの

(ヒアリング等における指摘事項)

- ・ 訪問介護では、他人の家庭に入って仕事をする困難さなど、負担が大きい割には賃金が低いという指摘もあったことから、女性の介護職種賃金を他の産業と比べると、必ずしも低くはないが、医療分野の他の専門職と比較すると、相対的に低くなっている。賃金の低さを強調することはかえってマイナスになりかねないのではないかと指摘と専門職として考えるとやはり低い水準であると言わざるを得ないという指摘があった。(図表6-1、6-2)
- ・ ケアマネジャーの年収は民間企業だと約350万円との指摘があり、単独で家族を養うのは困難であるとの指摘があった。

(図表5-1)

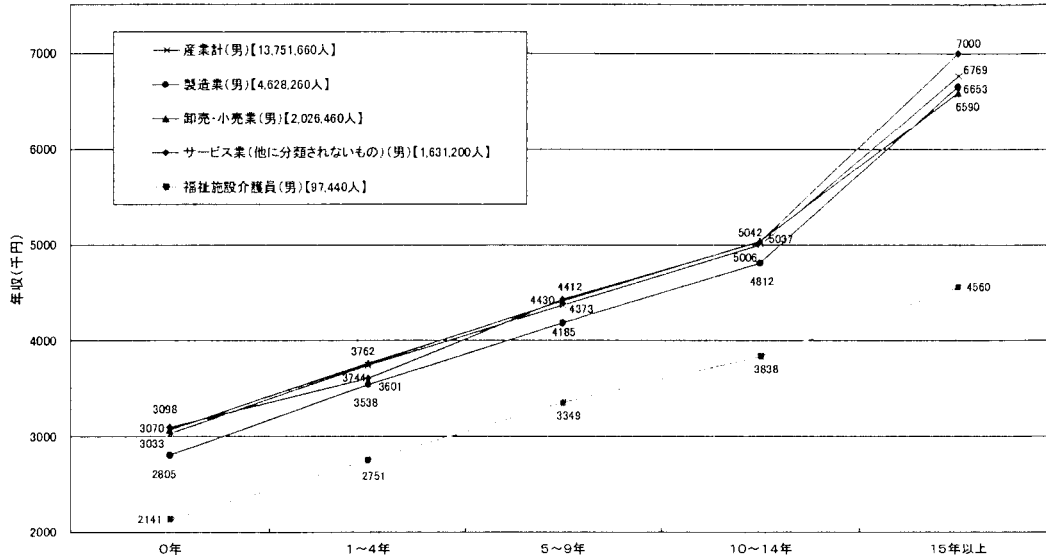


資料出所：厚生労働省「賃金構造基本統計調査(平成19年)」
 ※事業所規模10人以上の常用労働者を雇用する事業所に雇用される常用一般労働者について年収を推計したものである。
 ※一般労働者とは短時間労働者以外の者をいう。
 ※年収=きまって支給する現金給与額×12ヶ月+特別給与額
 ※労働者数は調査した労働者ではなく、母集団に対応する数字として推計(復元)した労働者の数である。

(「年収」=「きまって支給する現金給与額」又は「所定内給与額」×12ヶ月+「特別給与額」)
 注2：一般労働者とは短時間労働者以外の者をいう。

(図表5-2)

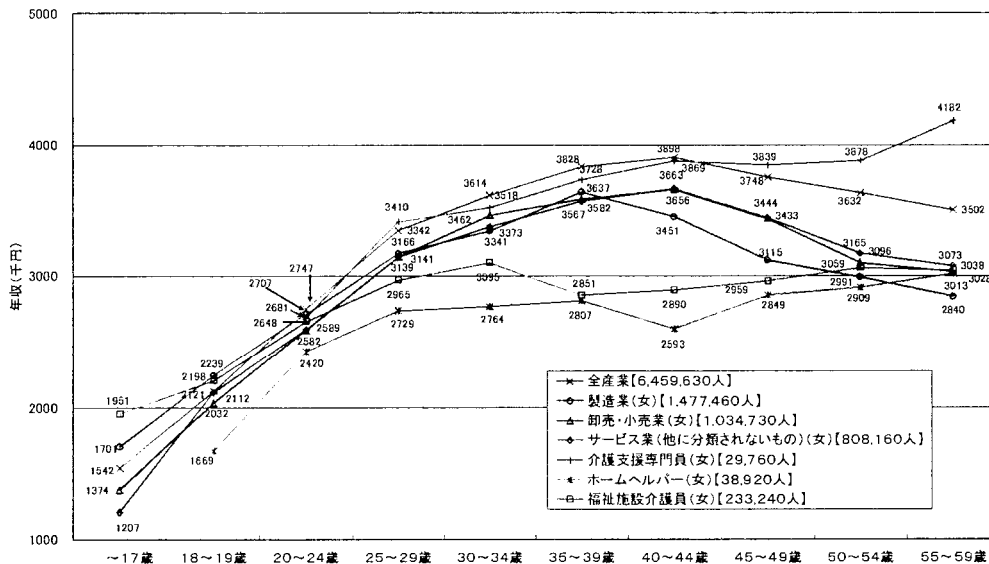
産業・職種別、勤続年数・経験年数別賃金カーブ(男)



資料出所：厚生労働省「賃金構造基本統計調査(平成19年)」
 ※事業所規模10人以上の常用労働者を雇用する事業所に雇用される常用一般労働者について年収を推計したもの。
 ※一般労働者とは短時間労働者以外の者をいう。
 ※年収＝所定内給与×12ヶ月＋特別給与額
 ※労働者数は調査した労働者ではなく、母集団に対応する数字として推計(復元)した労働者の数である。
 ※横軸は、福祉施設介護員については「経験年数」、その他については「勤続年数」である。

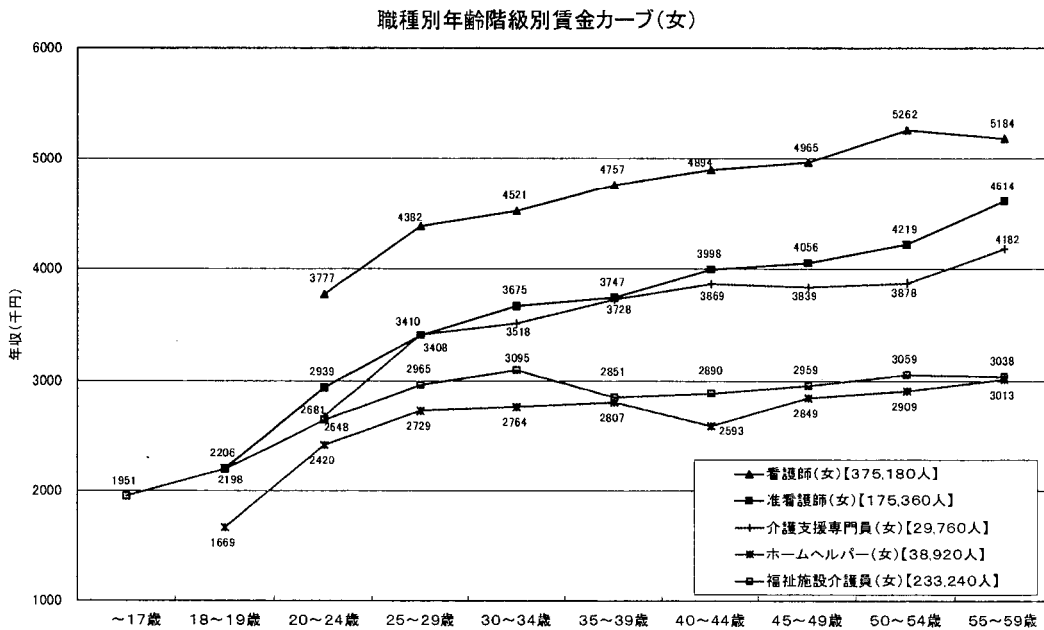
(図表6-1)

産業・職種別賃金カーブ(女、企業規模計)



資料出所：厚生労働省「賃金構造基本統計調査(平成19年)」
 ※事業所規模10人以上の常用労働者を雇用する事業所に雇用される常用一般労働者について年収を推計したもの。
 ※一般労働者とは短時間労働者以外の者をいう。
 ※年収＝きままって支給する現金給与額×12ヶ月＋特別給与額
 ※労働者数は調査した労働者ではなく、母集団に対応する数字として推計(復元)した労働者の数である。

(図表6-2)



資料出所：厚生労働省「賃金構造基本統計調査(平成19年)」
※事業所規模10人以上の常用労働者を雇用する事業所に雇用される常用一般労働者について年収を推計したもの。
※一般労働者とは短時間労働者以外の者をいう。
※年収=きままって支給する現金給与額×12ヶ月+特別給与額
※労働者数は調査した労働者ではなく、母集団に対応する数字として推計(億円)した労働者の数である。

(4) 入職理由

介護労働者が現在の仕事を選んだ理由として「働きがいのある仕事だから」が55.9%となっており、現在の仕事の満足度においても「仕事の内容・やりがい」に満足している介護労働者の割合は55.0%と高い水準にある。しかし、労働条件等の悩み、不安、不満等では「仕事内容のわりに賃金が低い」が49.4%、「業務に対する社会的評価が低い」が38.4%と高くなっており、入職時及び現在の仕事内容に関しては「働きがい・やりがい」に満足しているものの、「賃金や社会的評価」に対する不満が高まっている状況となっている。このため、介護労働者の賃金に対する不満を解消し「働きがい・やりがい」を失わないような賃金制度の導入等の雇用管理改善を図っていく必要がある。また、社会的評価が低いという不満については、国民各層から魅力的な職業として仕事内容や役割に即した社会的評価が得られるよう、介護という職業に対する理解を進めていく必要がある。

ハローワークにおいて前職が介護関係職種であった求職者に対するヒアリングを行った結果、福祉系大学等に在学中の介護に対するイメージと比

べて介護の職場で実際に働いた結果、ギャップを感じたと回答した者は68.6%となっている。よい実感としては「やりがいのある仕事である」、よくない実感としては「精神的・体力的にきつい」、「仕事内容の割に賃金が低い」がそれぞれ高くなっている。また、現在の希望就職先を聞いたところ「介護分野に就職したい」が51.9%、「条件次第では介護分野に就職したい」が24.6%となっている。(参考資料 介護労働者に係るヒアリング(求職者に対するヒアリング結果))

(5) 離職率等の動向

ア 介護分野全体

正社員・非正社員の定義が異なるため一概に比較・解釈することは困難であるが、全産業の平均離職率¹²と介護職員及び訪問介護員の離職率を比較してみると、全産業の平均離職率は16.2%であるのに対して、介護職員及び訪問介護員全体の離職率は21.6%と約5ポイントの差がみられる。なお、離職者のうち、勤続1年未満で退職した介護職員及び訪問介護員の割合は約40%、勤続3年未満だと約75%となっている。(参考資料 表12)

しかし、離職率の分布をみると、事業所単位の離職率が10%未満で安定している事業所と30%以上となっている事業所の割合が高くなっており、離職率の高い事業所と離職率の低い事業所が併存している。(図表7-1) 離職率が安定し、質の高いサービスを提供している事業所においては、魅力ある職場づくりを実現できる現場管理者の育成が重要であるとしていることから、¹³離職率の低い事業所の取組についての情報収集及び好事例の周知に努めるとともに、離職率の高い事業所に対する雇用管理改善対策が求められる。

イ 訪問系

全産業の平均離職率は16.2%であるのに対して、訪問介護員は16.9%とほぼ同水準であり、離職者のうち、勤続1年未満の者の割合は29.6%となっている。

¹² 資料出所：厚生労働省「雇用動向調査(平成18年)」事業所規模5人以上の常用労働者を雇用する事業所に雇用される常用労働者について集計したもの。「正社員」「非正社員」は、常用労働者のうち、それぞれ「一般労働者」、「パートタイム労働者」のことをいう。

¹³ 資料出所：「訪問介護員の定着促進に向けて」『月刊福祉』November2007 P29～P32

全産業の正社員の男女割合と介護分野の正社員の男女割合は明らかに異なっているため、一概に比較・解釈はできないが、就業形態別にみると、正社員では全産業の離職率は13.1%であるのに対して訪問介護員は18.2%と高くなっている。一方、非正社員では、全産業は26.3%であるのに対して訪問介護員は16.6%と10ポイント低くなっている。¹⁴

また、介護労働者の定着についてみると、「定着率が低くて困っている」とする訪問系の事業所は19.3%となっている。

訪問系では、非正社員の離職率は他の産業と比べても低いですが、これは短時間労働者の離職率が低いことを反映したものである。一方、正社員については、事務的業務や利用者の様々なニーズに応じた対応等を行わなければならない、その結果として、正社員への負担が大きくなり、労働時間も長くなっていることなどが理由と考えられる。また、ヒアリングにおいては、利用者の家庭に入って介護サービスを提供することから、施設系とは異なったストレスがあるという指摘もあった。

ウ 施設系

全産業の平均離職率は16.2%であるのに対して、夜勤の人員配置では、基本的には常勤労働者が対応していること等から、介護職員の離職率は25.3%と約9ポイント高くなっており、特に勤続1年未満の離職が43.9%であり、訪問介護員と比べて介護職員の方が早期離職する割合が高い。

就業形態別にみると、正社員では全産業の離職率は13.1%であるのに対して、介護職員は20.4%と高くなっている。非正社員の離職率では、全産業は26.3%、介護職員は32.7%であり、介護職員は約6ポイント高くなっており、特に非正社員の常勤労働者の離職率が34.0%と高くなっている

介護労働者の定着についてみると、「定着率が低くて困っている」とする事業所は34.0%となっており、介護施設における介護職員の職場への定着が大きな課題となっている。(図表7-2)

エ 離職理由とその背景

離職理由をみると、「待遇（賃金、労働時間）に不満があったため」、「自分・家庭の事情（結婚・出産・転勤等）のため」、「法人や事業所の経営理念や運営のあり方に不満があったため」、「職場の人間関係に不満があった

¹⁴ 訪問介護員及び介護職員における「正社員」とは雇用期間の定めがない労働者のうちパートタイム労働者などを除いたものであり、「非正社員」とは正社員以外のパートタイム労働者などをいう。

ため」などによる離職が高くなっている。(参考資料 表13) 具体的には、労働時間等を含む労働環境への不満や、入職者に対する研修・教育体制の整備不足、夜勤での人員配置過小による精神的・体力的負担、重労働による腰痛などが原因として挙げられている。「介護職員の腰痛等健康問題に係わる福祉用具利用調査」¹⁵においては現在腰痛など(首や肩、腕などの凝りや痛み)があるとするものは69.9%おり、そのうち、腰部の痛みがあるとするものは90.1%にのぼる。(参考資料 図5、図6) これらの現状を踏まえ、早急に労働環境の改善を図り、介護労働者の意欲低下を解消することで早期離職を防がなければならない。早期離職者の防止、定着促進の方策としては、職場内の交流を深め、コミュニケーションの円滑化を図ることが有効とされており、ヒアリングにおいても同様の指摘がなされている。

(ヒアリング等における指摘事項)

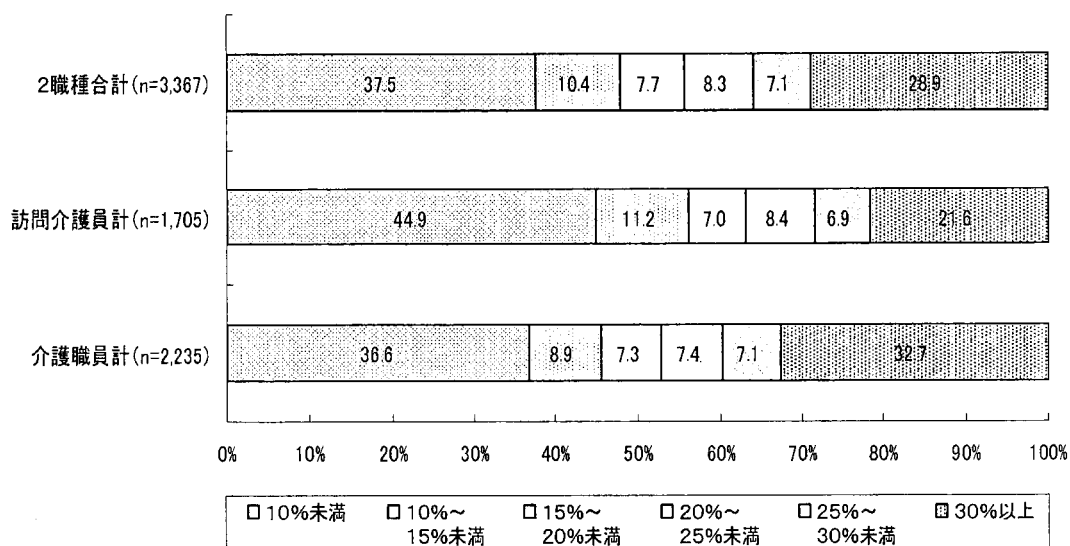
- ・ 次のように一部の残った正社員に過重に負担がかかり、オーバーワークやバーンアウトを理由に離職するものも少なくなく、また、下記①～④のような状況をみている非正社員は、将来的には介護労働をやりたい、と考えていながらも、正社員への道を進もうとしないとの指摘があった。
 - ① 訪問系においてサービス提供責任者になった場合、シフト管理等の事務的業務を行いながらも、時間帯によってはサービス提供に穴をあけることができないことから、訪問介護サービスも行い、その結果として、恒常的に残業が発生する。
 - ② 訪問系においては、早朝と夕方の食事時間帯に需要が集中する一方で、登録ヘルパーのシフト面や人材確保の問題から、正社員に負担が集中する。
 - ③ 施設系においては、一般的には夜勤は好まれないとされている中で、正社員に負担が集中する。
 - ④ 訪問系・施設系共通であるが、土日や祭日に負担が正社員に集中する。

¹⁵ 資料出所：介護職員の腰痛対策等健康問題に係わる福祉用具利用研究会「介護職員の腰痛等健康問題に係わる福祉用具利用調査」(平成20年3月)有効回答数は1,146人。

- ・ 夜勤の人員配置の問題で看護職が常駐できる体制になっていない事業所もあり、介護職員がやむを得ず医療行為をしなければならない状況がみられ、介護職員にとっては大きな精神的負担になっているとの指摘があった。
- ・ 管理職に対するマネジメントの養成研修がほとんどないことや、利用者と直接、接するヘルパー業務を希望していた管理職の業務内容に対するミスマッチ等から、事業所の中核を担う介護労働者の離職が見られるとの指摘があった。

(図表 7-1)

離職階級別にみた事業所の割合(職種別)



資料出所: (財)介護労働安定センター「介護労働実態調査(平成19年度)」

(図表 7-2)

離職の状況	
○ 介護職員の離職率は、全産業と比較して正社員において高い。	
○ 職員の定着率が低いと回答している事業所は、訪問系よりも施設(入所)系の事業所が多い。	

(1) 離職率

	全体	正社員	非正社員
全産業平均	16.2%	13.1%	26.3%
介護職員	21.6%	20.4%	32.7%
訪問介護員		18.2%	16.6%

資料出所：全産業は厚生労働省「雇用動向調査結果(平成18年度)」

介護職員及び訪問介護員は(財)介護労働安定センター「介護労働実態調査(平成19年度)」

(2) 従業員の定着状況

	定着率が低くて困っている	定着率は低いが特に困っていない	定着率は低くない
訪問系	19.3%	5.2%	69.1%
施設(入所)系	34.0%	9.4%	55.1%

資料出所：(財)介護労働安定センター「介護労働実態調査(平成19年度)」

(6) 地域別分析

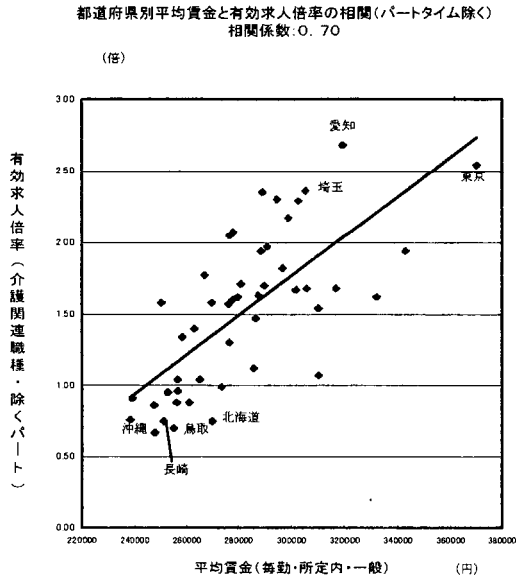
都道府県別の有効求人倍率(介護関連職種(常用))と都道府県別の平均賃金の関係を見ると、パートタイム除く、パートタイムともに強い正の相関がみられ、全産業の平均賃金水準が高く、市場賃金が高い都道府県において人材を確保することが困難となっていると考えられる。(図表 8-1, 8-2)¹⁶

¹⁶ 資料出所：有効求人倍率については厚生労働省「職業安定業務統計(平成19年度)」、平均賃金については厚生労働省「毎月勤労統計調査(平成19年)」

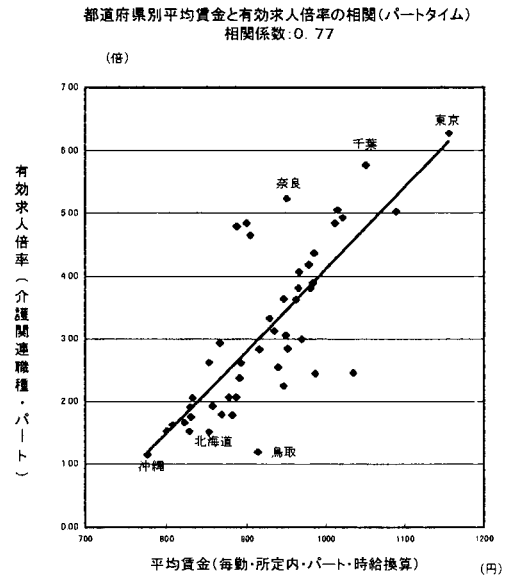
注1：平均賃金については5人以上の常用労働者を雇用する事業所の常用雇用者(一般労働者、パートタイム労働者)について所定内給与額を集計したもの。

注2：有効求人倍率について介護関連職種とは「福祉施設指導専門員」、「福祉施設寮母、寮夫」、「その他の社会福祉専門の職業」、「家政婦(夫)」、「ホームヘルパー」をいう。

(図表 8-1)

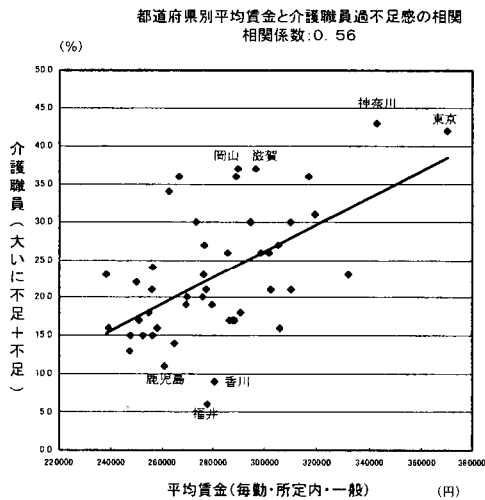


(図表 8-2)

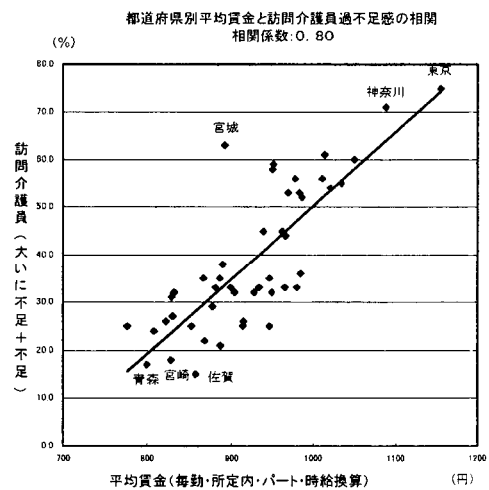


また、都道府県別平均賃金と介護労働者の過不足感の相関では、介護職員では中程度の正の相関がみられ、訪問介護員では強い相関がみられる。
(図表 9-1, 9-2)¹⁷

(図表 9-1)



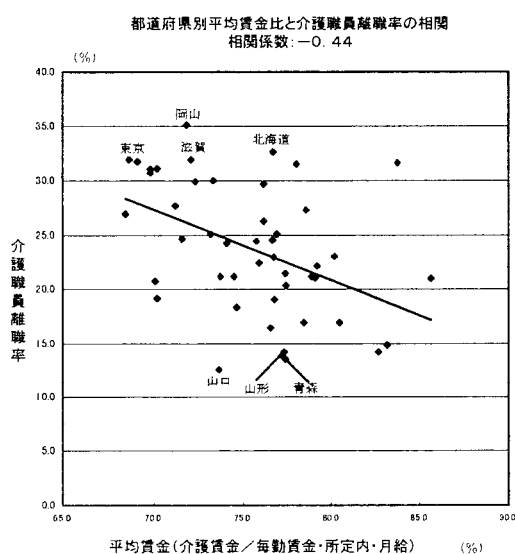
(図表 9-2)



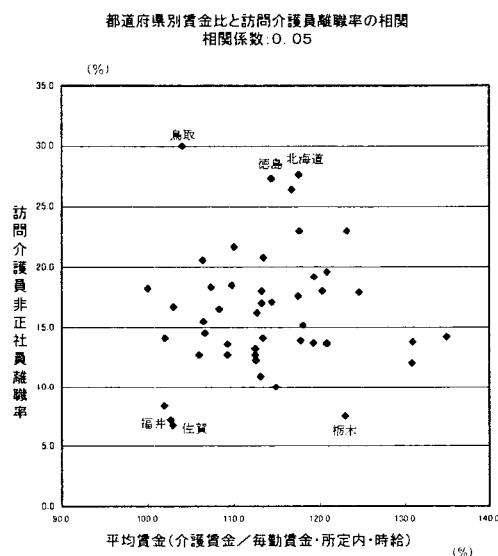
¹⁷ 図表 9-1, 図表 9-2 の過不足感については指定介護サービスを実施する事業所のうち、訪問介護員、介護職員のいる事業所について過不足の状況を集計したもの。

一方、離職理由と賃金との関係を見るため、都道府県別の全産業平均賃金と介護分野の平均賃金の比と都道府県別の離職率の相関をとると、介護職員については中程度の負の相関がみられ、訪問介護員についてはほとんど相関がみられず、賃金以外の雇用管理や人間関係による離職が考えられる。(図表 10-1, 10-2)¹⁸

(図表 10-1)



(図表 10-2)



以上のことから、介護労働者の確保のためには、他の産業との賃金の比較が重要な要素となっているが、介護労働者の定着においては賃金以外の要素もあることがうかがわれ、雇用管理改善等の介護労働者の定着に求められる要素を分析し、対策を講じる必要がある。

(7) 雇用管理等の動向

雇用管理等については、前述している賃金及び処遇に関することも含めて、本来、事業主が自ら積極的に取り組んでいかなければならないものである。また、この点に関連して、福祉業界全般としてみると、雇用管理の取組が未だ十分でなく、改善の余地があるという指摘があったところである。

¹⁸ 図表 10-1、図表 10-2 の離職率については、介護職員について正社員・非正社員計の離職率を集計したもの。